

# 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る費用徴収基準の当面の改訂方針について（意見具申）

昭和60年12月17日

中央社会福祉審議会  
老人福祉専門分科会

## 第1 はじめに

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る費用徴収基準については、昭和54年及び昭和59年の意見具申に基づき逐次適正化が図られている。しかしながら、現存の費用徴収基準については、なお改善すべき点が認められる。

老人ホームの費用負担は、現在、検討されている中間施設の費用負担の在り方と深い関わりを持っているが、中間施設の具体的な内容がなお明確でないこともあり、当面は、従来の方角を踏襲しつつ、部分的な改正を行うのが適当である。

## 第2 改訂の方向

### 1 入所者に適用される費用徴収基準

#### (1) 食費の負担

昭和59年の意見具申において、食費負担相当額を費用徴収するのを原則とすることを指摘したが、今後とも、この考え方を徹底した費用徴収基準の作成に努めるべきである。また、この観点から、個別的日常費の具体的な額を見直すことも必要である。

#### (2) 費用徴収の限度額

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る費用徴収は、入所者本人の負担を中心とすべきである。入所者の費用徴収額について現在、暫定的に設けられている限度額は、段階的に引き上げられているところである。当面、この方針を継続することが適当であり、昭和61年度においても限度額を引き上げるべきである。なお、中間施設等老人の施設体系の議論も行われているので、今後、老人ホームの費用徴収制度全体を見直す際には、費用負担の限度についても改めて検討する必要がある。

#### (3) 資産の保有に着目した費用徴収

入所者の負担能力を考える場合、現在は、所得のみに着目しているが、資産についても考慮すべきであることは、昭和54年及び昭和59年の意見具申においても述べているところである。このため、資産に着目した本格的な費用徴収制度を検討すべきであるが、対策の着手として、当面、現在は認められている固定資産税についての必要経費としての控除を廃止

し、実質的に固定資産の保有に着目した負担を求めることとするのが適当である。

## 2 扶養義務者に適用される費用徴収基準

扶養義務者の範囲は、同一世帯の主たる扶養義務者から徴収しており、同居という要件が強く打ち出されているが、ケースによっては、負担能力のある者が形式的な別居という理由によってのみ負担を免れている事例がある。このようなケースは社会的公平という観点からは是正

されなければならない。このため、同居を原則としつつも、同居していない者であっても実態に即して主たる扶養義務者とする途を設けるべきである。

また、現行扶養義務者に適用される費用徴収基準の階層区分は、昭和55年度以降改正されていないことから、実態にそぐわない点が見られるので、新たな費用徴収基準を作成すべきである。なお、その際には、身体障害者更生援護施設との均衡等に配慮することが必要である。